ロ　再診時等　17点
18　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)18
イ　初診又は訪問診療を行った場合　144点
ロ　再診時等　18点
19　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)19
イ　初診又は訪問診療を行った場合　152点
ロ　再診時等　19点
20　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)20
イ　初診又は訪問診療を行った場合　160点
ロ　再診時等　20点
21　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)21
イ　初診又は訪問診療を行った場合　168点
ロ　再診時等　21点
22　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)22
イ　初診又は訪問診療を行った場合　176点
ロ　再診時等　22点
23　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)23
イ　初診又は訪問診療を行った場合　184点
ロ　再診時等　23点
24　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)24
イ　初診又は訪問診療を行った場合　192点
ロ　再診時等　24点
注１　当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
２　各区分のイについては、外来・在宅ベースアップ評価料(1)の１又は３を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。
３　各区分のロについては、外来・在宅ベースアップ評価料(1)の２を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。
４　13から24までに規定する点数については、令和９年６月以降に算定する。
５　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続して賃上げに係る取組を実施した保険医療機関については、所定点数に代えて、次に掲げる点数を算定する。
１　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)１
イ　初診又は訪問診療を行った場合　16点
ロ　再診時等　２点
２　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)２
イ　初診又は訪問診療を行った場合　24点
ロ　再診時等　３点
３　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)３
イ　初診又は訪問診療を行った場合　40点
ロ　再診時等　５点
４　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)４
イ　初診又は訪問診療を行った場合　56点
ロ　再診時等　７点
５　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)５
イ　初診又は訪問診療を行った場合　64点
ロ　再診時等　８点
６　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)６
イ　初診又は訪問診療を行った場合　80点
ロ　再診時等　10点
７　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)７
イ　初診又は訪問診療を行った場合　96点
ロ　再診時等　12点
８　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)８
イ　初診又は訪問診療を行った場合　104点
ロ　再診時等　13点
９　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)９
イ　初診又は訪問診療を行った場合　120点
ロ　再診時等　15点
10　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)10
イ　初診又は訪問診療を行った場合　136点
ロ　再診時等　17点
11　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)11
イ　初診又は訪問診療を行った場合　144点
ロ　再診時等　18点
12　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)12
イ　初診又は訪問診療を行った場合　160点
ロ　再診時等　20点
６　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続して賃上げに係る取組を実施した保険医療機関については、令和９年６月以降は、注５に掲げる所定点数に代えて、次に掲げる点数を算定する。
１　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)１
イ　初診又は訪問診療を行った場合　16点
ロ　再診時等　２点
２　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)２
イ　初診又は訪問診療を行った場合　24点
ロ　再診時等　３点
３　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)３
イ　初診又は訪問診療を行った場合　32点
ロ　再診時等　４点
４　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)４
イ　初診又は訪問診療を行った場合　48点
ロ　再診時等　６点
５　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)５
イ　初診又は訪問診療を行った場合　56点
ロ　再診時等　７点
６　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)６
イ　初診又は訪問診療を行った場合　64点
ロ　再診時等　８点
７　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)７
イ　初診又は訪問診療を行った場合　80点
ロ　再診時等　10点
８　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)８
イ　初診又は訪問診療を行った場合　88点
ロ　再診時等　11点
９　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)９
イ　初診又は訪問診療を行った場合　96点
ロ　再診時等　12点
10　外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)10